

目 次

生活のきまり	1
生徒心得	5
生徒会会則	6
生徒会細則	9
生徒会選挙規定	10

【 生活のきまり 】

〈誓 い〉

私たちは、野洲中学校の生徒として、この生活のきまりをよく守り、よりよい校風樹立をめざし、明るく正しい学校生活をおくれるよう努めます。

1. 学習について

入室が遅れたり、授業中座席を離れる必要が起こったときは、先生にその理由をのべ、許可を得た後、行動する。

2. 登校・下校について

欠席、遅刻、早退のときは、その理由を学級担任に届け出る。

登校後は、校外へ出ない。やむを得ないときは、関係の先生に届け出て許可を得る。

交通規則を守り、決められた通学路を通して登下校する。

登、下校時刻を守る。

3. 校舎・施設・備品の取り扱い

施設、備品を使用するときは、先生の許可を受けてから使用し、使用後は必ず元の場所に返却し、その旨、先生に連絡する。

万一破損した場合は、すぐに先生に申し出る。

掲示をするときは、係の先生に届け出てその指示に従う。

4. 服 装 等

*野洲中学校では、「衣替え」の期間を設けない。自分で体調や季節に応じた制服を選択し、着用する。

〈ブレザー〉

ボタンはとめなくてもよい。ただし、儀式等必要に応じてとめる。

「前合わせ」は、「右前合わせ」と「左前合わせ」を自由に選択することができる。

ポケットのフラップは、出しているも、中にしまわれていてもかまわない。

ワッペン、バッジは取り外さず、常につけておく。*ワッペンは縫い付けられている。

ボタン、飾りボタン(裏ボタン)、バッジ、デザインテープを紛失した場合は、制服の取扱店に買いに行く。

(ボタン 130 円、飾りボタン 20 円、バッジ 500 円、デザインテープ 220 円)

学校では、名札を付ける。

<スラックス>

すべての生徒がスラックスを選択し、着用することができる。
スラックスは、「ゆったりタイプ」と「細身タイプ」から選択することができる。
スラックスは、「夏用」、「冬用」から選択することができる。
スラックスは、「腰ばき」してはいけない。
スラックスは、ベルトで止める。
ベルトは、華美でないものを自由に選択することができる。

<スカート>

すべての生徒がスカートを選択し、着用することができる。
スカートの丈は、膝頭にかかる程度とする。
スカートの丈を切ったり、折ったりして短くしてはいけない。
スカートは、「夏用」、「冬用」から選択することができる。
寒い時期には、ストッキングを着用することができる。色は単色で無地に限る。

<ポロシャツ>

ブレザーの中は、ポロシャツを着用する。
ポロシャツは、夏用の制服とする。
制服販売業者または販売店が斡旋するもの、または個人で購入するものを着用することができる。
ポロシャツの色は、白とする。
ポロシャツは、長袖、半袖から選択することができる。
第1ボタンは、留めなくてもよい。
ポロシャツの裾は、スラックスまたはスカートに入れなくてもよい。ただし、儀式等必要に応じて入れる。
個人で購入するポロシャツについては以下のことを注意する。

- ・胸にワンポイントが入っていても構わない。
(ワンポイントの大きさは、フレザーのワッペンの大きさ程度を目安とする。)
- ・ラインや大きなロゴなどのデザインが入っているものは着用しない。
- ・襟のあるものを着用する。
- ・ボタンタイプのものを選択し、ジップアップ等のタイプは選択しない。

学校では、名札を付ける。
ポロシャツを体操服として使用することはできない。
ポロシャツの襟は立てない。

<寒いときにブレザーの下に着るもの>

寒いときは、ブレザーの下にセーター、ベスト、カーディガンを着用することができる。
セーター、ベスト、カーディガンは、個人で購入する。
襟の形状は、Vネックが望ましい。
色は、黒、紺、グレー、茶、ベージュから選択することができる。ただし、単色で無地に限る。
胸にワンポイントの刺繍等が入っていても構わない。
(ワンポイントの大きさは、ブレザーのワッペンの大きさ程度を目安とする。)

ブレザーを脱いで、セーター、ベスト、カーディガンの状態で過ごすことはできない。
スウェット、フード付きのものは着用することはできない。

<靴下について>

特に色は指定しないが、ルーズソックスは着用しない。

<靴について>

通学用下靴は、運動に適した靴とする（色は指定しない）。

革靴、サンダルは着用しない。

校舎内では、本校指定の上履きをはく。

体育館への入館は、体育館専用シューズとする。

<防寒着について>

気候に応じて、各自の判断で登下校時に着用してよい。

特に指定はしないが、華美なものは避ける。

校舎内では着用しない。

<頭髪について>

技巧は加えない。

5. 所持品

通学用カバンは特に指定しない。生徒証は、常に携帯する。

6. 自転車通学

自転車通学は、学校長より許可を受けたものに限る。（許可制）

自転車は軽快車とする。ただし、次の箇所については、使用目的にそった装備をしている車種にする。

ア ハンドル

標準タイプが望ましい。

イ スタンド

両脚スタンド

ウ ペダル

反射器付きペダル

エ 荷台

標準タイプとする。（通学用カバンが載せられるもの）

オ 照明器具

前照燈、反射器

カ 禁止するもの

サイドステップなど不必要な付属品、装飾品の取り付けや改造。

※ただし、身体的理由等で不都合のある場合は、学校の許可を受けて家庭の自転車に乗ってきてもよい。
本校指定以外の自転車、及び付属品など通学用として不相当と認められたときは許可しない。

許可された自転車の後部に本校指定の許可証（ステッカー）をつける。

通学に際しては、交通規則をよく守り、他の通行者に迷惑をかけないようにする。特に、次のことがらに注意する。

- ア 左端1列励行を守る。
- イ 決められた通学道路を通る。
- ウ 停止線では、必ず一旦停止をする。
- エ 日没後はライトをつける。
- オ ヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりとめる。
- カ 2人乗りは厳禁。
- キ 雨天時はカッパを着用する。（カサの使用は厳禁）

自転車はいつも整備しておく。特に、次の箇所に気をつける。

- ア ブレーキが完全にきくようにする。
- イ ハンドルは、サドルより低くなってはいけない。
- ウ サドルにまたがり、足が地面にとどくようにする。
- エ 前照燈の点燈を確認する。

交通規則、及び本校の許可条件に違反したときは、一定期間、自転車通学を許可しない。

通学用カバンは、荷台にしっかりとくくりつけるようにする。

7. 校外生活

保護者の責任で実施する。

外泊は、家庭のやむを得ない時以外は禁止する。

交通ルールは、しっかり守る。この「生活のきまり」は必要があれば検討し、改正できる。

【 生徒心得 】

学校生活において、次のことがらに気をつけよう。

1. ことばづかいや服装

ことばは、明確に正しく使おう。

朝夕のあいさつ、会釈は進んでしよう。

服装は、きめられた規則を守ろう。

名札は、いつもきめられたところにしっかりつけよう。

所持品には、必ず学校名、学年、組、氏名を書こう。

2. 校内生活

登校、下校の時刻を守ろう。特に登校は時間に余裕を持って（10分前）登校しよう。

チャイムが鳴ったら席につき、学習の準備をしよう。

欠席・遅刻・早退の時は、必ずその理由を先生に連絡しよう。

職員室の入室は用事のある人だけにしよう。

昼食は、自分の学級で食べチャイムが鳴るまでは教室にしよう。

登下校のとき、寄り道はやめよう。

学習に不必要なもの（金銭・貴重品・携帯電話等）は、持ってこないようにしよう。

学校の施設や、物を大切にしよう。

学校の美化に努めよう。

（時間終了までしっかり清掃しよう。）

生徒会活動に関心を持ち、活動を活発にしよう。

3. 校外生活

常に野洲中学校の生徒であることを自覚して、礼儀正しい言動をしよう。

外出するときは、家の人の許可を得よう。

無断外泊は、絶対にやめよう。

交通ルールをしっかり守り、他の人たちに迷惑をかけないようにしよう。

無免許運転は、絶対にやめよう。

生徒証を常に携帯しよう。

【 野洲中学校生徒会会則 】

第1章 総 則

第1条（名称）本会は野洲中学校生徒会という。

第2条（目的）本会は全会員の総意を反映し、
会員の自主的な活動を通じて次のことを目的とする。

1. 学校生活を秩序正しく、明るくものにする。
2. りっぱな校風を築く。
3. よき社会人としての基盤を養う。

第3条（会員）本会は本校の生徒全員で組織する。

第4条（活動）本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校内外の規律に関する事。
2. 体力増進，保健，衛生，給食に関する事。
3. 校内の美化に関する事。
4. 教養に関する事。
5. 各種学校行事に関する事。
6. その他，この会の目的を達成するために必要な事。

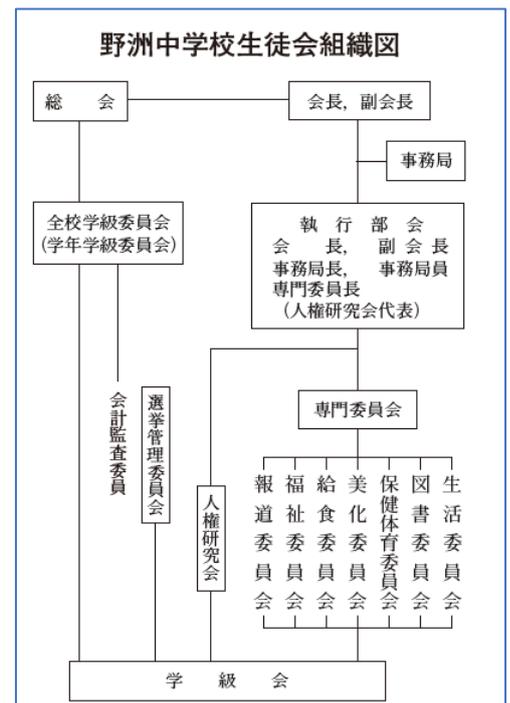
第2章 役 員

第5条（役員および定数）本会の役員と定数は次の通りである。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 事務局員 | 若干名 |
| 5. 専門委員長 | 7名 |
| 6. 人権研究会代表 | 1名 |
| 7. 会計監査委員 | 2名 |
| 8. 選挙管理委員長 | 1名 |

第6条（任期）本会の役員の任期は11月1日にはじまり
翌年10月31日に終わる。

第7条（選出）役員を選出は別に定める選挙規定による。



第3章 役員の任務

第8条（役員の任務）本会の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、本会の目的達成に努める。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、そのすべてを代行する。
3. 事務局長は会長、副会長を助け、事務上の責任をもち、全校学級委員会に提出される議案の公示を行う。
4. 事務局員は、総会・全校学級委員会・執行部会の記録をし、専門委員会の報告をまとめて保管するほか、生徒会活動の各種の記録を保管する。また、会計事務を行う。
5. 専門委員長は所属の委員会を代表し、会の運営にあたる。
6. 会計監査委員は年2回以上の会計監査を行う。
7. 選挙管理委員長の任務は選挙規定に定める。

第4章 機 関

第9条（機関）本会は目的達成のために次の機関をおく。総会・全校学級委員会・学年学級委員会・執行部会・専門委員会・人権研究会・選挙管理委員会

第10条（総会）総会は最高の議決機関で、執行部会から提出された議案などを全会員で話し合っ

- て決める。
1. 総会は1年間に1回以上開く。ただし、全校学級委員会が必要と認めたとき、または、会員の1/3以上の要求があるときは、臨時に総会を開くことができる。
 2. 総会は会長が召集する。
 3. 総会は会員の2/3以上の出席があれば成立する。議決は、出席会員の過半数で行う。ただし、5. は第22条による。
 4. 総会の議長団は、全校学級委員会の議長・副議長がこれにあたる。
 5. 総会は次のことがらを話し合っ

て決める。年間の活動方針、計画。予算および決算。会則の改正。その他、本会の目的達成に必要なことがら。

第11条（全校学級委員会）全校学級委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

1. 全校学級委員会は、各学級2名の学級委員をもって構成する。必要に応じてこれに男女の枠を指定することができる。
 2. 全校学級委員会は毎月1回定例に開く。ただし、会長が必要と認めたとき、または、学級委員の1/3以上の要求があれば臨時に開くことができる。
 3. 全校学級委員会は会長が召集する。
 4. 全校学級委員会は構成員の2/3以上の出席があれば成立し、議決は出席学級委員の過半数で行い、可否同数のときは議長が決める。
 5. 全校学級委員会は次のことがらを話し合っ
- て決める。総会に提出される議案。執行部会から提出された毎月の活動。計画面および生徒会行事の原案。急を要して総会がもてないことがら。細則および選挙規定の改正。

第12条（学年学級委員会）全校学級委員会内に学年学級委員会をおく。学年学級委員会は各学級より選出された2名によって構成し、各学級より出された問題および学年全体の問題を話し合っ

第13条（執行部会）

1. 執行部会は、会長・副会長・事務局長・専門委員長・（人権研究会代表）・事務局長で構成する。
2. 執行部会は毎月1回定例に開く。また、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
3. 執行部会は会長が召集する。
4. 執行部会は次のことを行う。専門委員会、人権研究会が提出した活動方針案、予算案および毎月の活動計画案を検討してまとめ、全校学級委員会、総会に提出する。生徒会行事の原案を全校学級委員会に提出し、承認されたことがらを実行する。

第14条（専門委員会）

1. 専門委員会は、執行機関であり、次の委員会をおく。
生活委員会 図書委員会 保健体育委員会
美化委員会 給食委員会 福祉委員会 報道委員会
2. 専門委員会は、各学級2名で構成する。必要に応じてこれに男女の枠を指定することができる。
3. 専門委員会は、毎月1回定例に開く。また、委員長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
4. 専門委員会は、活動方針案、予算案および毎月の活動計画案を作成して、執行部会に提出するとともに、総会、全校学級委員会で承認されたことがらを実行する。

第15条（人権研究会）

1. 人権研究会は生徒会の特別機関とする。
2. 人権研究会員は会員の有志によって構成されるが、入会の際は代表の承認を得る。
3. 人権研究会は毎月1回定例に開く。また、代表が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
4. 人権研究会は活動方針案、予算案および毎月の活動計画案を作成して、執行部会に提出するとともに、総会、全校学級委員会で承認されたことがらを実行する。

第5章 会 計

第16条（収入）本会の会計は、会費，その他でまかなう。

第17条（会計年度）本会の会計年度は、11月1日にはじまり、翌年10月31日に終わる。

第18条（予算）本会の収支はすべて予算に計上しなければならない。

第19条（会計監査報告）会計監査委員は、年2回、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

第6章 補 則

第20条（特別委員会）本会は特別委員会を設けることができる。

第21条（細則）会則を補うために全校学級委員会は細則を設けることができる。

第22条（会則の改正）会則の改正は、全会員の2/3以上の賛成を必要とする。

第23条（顧問）本会の活動を盛んにするため、顧問の指導を受ける。

第24条（学校長の承認）本会が議決したことは、学校長の承認を得て実行する。

第25条（発効）この会則は、平成18年4月1日より実施する。

【 野洲中学校生徒会細則 】

第1章 総 会

第1条 総会の議長・副議長は全校学級委員会の議長・副議長があたる。

第2章 学級委員会

第2条 学級委員は、専門委員を兼ねてはならない。

第3条 学級委員の任期は、4月～10月、11月～3月までの2期制とし、4月と10月に改選する。ただし、再選はさまたげない。

第4条 全校学級委員会への出席は、各学級2名とする。

第5条 全校学級委員会の議長・副議長は、学級委員全員の互選によって選出する。

第6条 学年学級委員会は必要に応じて、学年学級委員会の代表が召集する。学年学級委員会代表は、学年学級委員の互選によって決める。

第3章 専門委員会

第7条 専門委員会の司会は、委員長・副委員長がつとめる。

第8条 専門委員の任期は、4月～10月、11月～3月までの2期制とし、4月と10月に改選する。ただし、再選はさまたげない。

第9条 専門委員会のおもな活動は、次の通りである。

1. 生活委員会 よりよい学校生活（登下校時の交通安全も含む）をつくりあげていくためのきまりを指導し、その徹底につとめる。
2. 図書委員会 図書館の図書貸し出しの事務を行い、会員の読書生活の向上をはかる。
3. 保健体育委員会 体育に関する行事について企画運営し、会員の体力の向上を図る。また、健康で衛生的な学校生活を送れるよう活動する。
4. 美化委員会 校舎内外の美化につとめ、清掃の方法や態度などについて指導し、美化意識をたかめる。また、清掃用具の整理にあたる。
5. 給食委員会 給食に関する活動について企画運営し、豊かな学校生活を送るための取り組みや指導を行う。
6. 福祉委員会 学校内、地域社会での福祉に関する行事を企画運営し、会員の福祉精神を高める。また公共物の修繕にあたる。
7. 報道委員会 明るく楽しい校内生活がおくれるように、校内放送を企画運営し、新聞や速報の編集発行をする。

第4章 人権研究会

第10条 人権研究会のおもな活動は、次の通りである。

1. 人権に関するいろんな問題について話し合い、提起していく。
2. 人権に関するとりくみ、行事に積極的に参画する。
3. 人権意識を高めるため、研修をおこなう。

第5章 会 計

第11条 会則第16条により、会費は月額60円を納める。

第12条 補正予算を編成することができる。この場合は全校学級委員会の承認を得なければならない。

第6章 補 則

第13条 この細則を改正する場合は、全校学級委員会で2/3以上の賛成を得なければならない。

第14条 この細則は、平成18年4月1日より実施する。

【 野洲中学校生徒会選挙規定 】

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会役員が、会員の自由な意志によって、明るく正しく選挙されるために定めたものである。

第2条 会員は等しく選挙権をもち、選挙管理委員をのぞき被選挙権をもつ。

第2章 選挙管理委員会

第3条 会長、副会長の選挙が正しく行われるために選挙管理委員会を設ける。

- 第4条
1. 選挙管理委員会は、学級委員で構成する。
 2. 選挙管理委員が選挙に立候補する場合、また、候補者の責任者となる場合は、ただちに辞任し、後任者をその学級から補わなければならない。
 3. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。
 4. 任期は、投票の3週間前より終了後1週間までとする。

- 第5条
1. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会をまとめ、その事務上のいっさいの責任をもつ。
 2. 選挙管理委員会は、会長、副会長の選挙に関する事務を行う。
公示は投票日の14日前に行う。候補者の届け出、受付事務を行う。
選挙運動、ポスターなどの指導を行う。立会演説会を行う。
投票、開票の事務を行う。開票の結果を公示する。

第3章 会長・副会長の選出

第6条 会長、副会長の選出は全員の総選挙による。

第7条 投票は会長および副会長ごとに単記投票とする。

第8条 立候補者が定数と同じ場合は、信任投票を行う。この場合、会員の過半数の信任を必要とする。不信任となった場合、再度選挙を行うこととする。

第9条 立候補者は1名の責任者を有し、選挙公約を明示して、所定の期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 選挙運動は、選挙管理委員会が定める方法に従わなければならない。

第4章 事務局長、事務局員、専門委員長、人権研究会代表、会計監査委員の選出

第11条 会長は、事務局長、事務局員、専門委員長、人権研究会代表を委嘱する。なお、学級委員が上記の役員に委嘱された場合には、新たに学級委員を選出する。

第12条 会計監査委員は、学級委員全員の互選による。

第5章 学級委員、専門委員、人権研究会員の選出

- 第13条
1. 学級委員は細則第4条による。
 2. 専門委員は、各学級2名ずつ選出する。学級委員とは兼ねることはできない。
 3. 人権研究会員は、会則第15条2による。

第6章 補 則

第14条 この規定の改正は、全校学級委員会の2/3以上の賛成を得なければならない。

第15条 この規定は、平成14年4月1日より実施する。